

令和7年度 指定管理者の管理運営に対する評価シート

		施設番号		21
部	産業経済部	課	農業振興課	

1. 指定概要

施設概要	名称	野村舟だまり		建設年	年（大規模修繕 年）	
	所在地	近江八幡市野村町		利用対象	全市	地域
	設置目的	漁業振興及び公共の水域の秩序の維持				
	規模	敷地面積7,587.4㎡（舟だまり施設（護岸、堤防、岸壁など）4,437.4㎡、泊地3,150.0㎡）				
	指定管理開始年度	平成18年				
指定管理者	名称	滋賀びわ湖漁業協同組合（近江八幡支所）				
	所在地	大津市におの浜四丁目4番23号（近江八幡市長命寺町29番地4）				
指定管理業務の内容		①維持運営計画に関する業務 ②施設の維持管理に関する業務 ③船舶等の施設利用の管理に関する業務 ④水域施設（航路、舶地）の管理に関する業務 ⑤施設の安全管理に関する業務 ⑥外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設等の管理に関する業務 ⑦施設内の環境美化等のための管理に関する業務				
指定期間		令和6年 4月 1日 ～ 令和11年 3月31日 （5年間）				
指定管理料		令和5年度：0千円	令和6年度：0千円	令和7年度：0千円	令和8年度：0千円（見込）	
利用料金制		採用している	選定方式	非公募（特例）	応募者数	*****

2. 施設の設置目的の達成に関する取り組み【有効性】

		目標と具体的な取り組み(計画)	令和7年度実績	所管課による検証
施設設置の目的達成状況	施設の維持管理業務	①施設の維持管理に関する業務 ・施設の維持管理 ・施設の点検 ②外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設等の管理に関する業務 ③施設内の環境美化等のための管理 ・施設内清掃(清掃、ごみの処理)	○維持管理 ・基本施設(護岸、堤防、岸壁)の点検を月1回実施 ・機能施設(施設内道路、駐車場用地、街路灯施設、信号灯)の点検を月1回実施 ○環境美化 ・駐車場及び通路、その他施設内の除草作業を実施 ・ごみの除去 ・港内の藻刈、浮草刈 ・組合員による一斉清掃(7月・12月に実施)	(よかったと評価できる事項) 日常の点検・清掃活動に加え、組合員による一斉清掃を実施され、適切な維持管理・環境美化に努められた。 (改善を要した事項と対応) なし (課題) なし
	(サービスの運営業務)	①維持運営計画に関する業務 ・施設の使用許可等 ・利用料等の徴収 ・施設を利用する船舶等への指導 ②船舶等の施設利用の管理に関する業務 ③水域施設(航路、船地)の管理に関する業務 ④施設の安全管理に関する業務	施設の利用料金を適切に徴収した	(よかったと評価できる事項) 施設の利用料金を適切に徴収できている。 (改善を要した事項と対応) なし (課題) なし
	(提案内容の実施業務) その他の業務 自主事業	なし	なし	(よかったと評価できる事項) (改善を要した事項と対応) (課題)

施設設置の目的達成状況	(施設利用状況 利用促進策)			(よかったと評価できる事項)
				(改善を要した事項と対応)
				(課題)

3. 効率性の向上に関する取り組み【効率性】

	前年度実績	令和7年度実績	(よかったと評価できる事項)
収支状況	■収入 (1,188千円) 施設利用料 1,188千円	■収入 (1,056千円) 施設利用料 1,056千円	なし
			(改善を要した事項と対応) なし
			(課題) なし

4. 利用者の満足度調査等【有効性】

実施内容・時期	組合員が日常的に施設を利用しているため、利用者等へ声かけを行い、利用者のニーズを収集している
評価頂いている内容	
苦情・意見等	

5. 指定管理業務に関して、指定管理者から市への要望

なし

6. 指定管理者の自己評価コメント

組合員の生業に必要な施設であり、自己管理を行うことで効率的な管理ができています。指定管理者制度の活用により適切な施設管理ができています。
--

7. 所属の総括コメント

組合員の生業である漁業に供する施設であることから、効率的かつ適切な維持管理が行われている。また、漁業従事者の立場から、湖面清掃など水環境への配慮に努めるとともに、港内の浮草除去を実施するなど、航行の安全確保と環境保全に取り組まれている。さらに、施設の余剰スペースを活用してプレジャーボートの係留を許可・管理することで、不法係留の抑制にも寄与している。
